

## 紀の川市・橋本市を中心に 「時間外労働の上限規制」に関する広報を強化中！

— 橋本労働基準監督署からのお知らせ —

令和6年4月から建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の時間外労働の上限規制が適用されています。

当署では、管内2市3町のうち、これらの業種の企業が多い紀の川市と橋本市を中心に「時間外労働の上限規制」に関する広報を強化しています。

当署の広報にご協力をいただける管内の事業主団体、行政機関等の方は当署(Tel0736-32-1190)までご連絡をください。



(広報活動のなかでFMはしもと様からインタビューを受ける当署職員(奥))